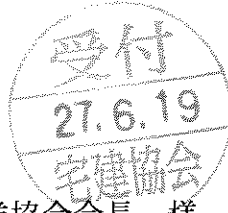




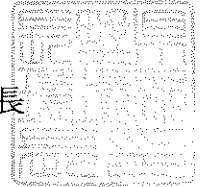
27 水大第 98 号

平成 27 年 (2015 年) 6 月 18 日



一般社団法人長野県宅地建物取引業協会会長様

長野県環境部長



### 水資源保全地域の指定について (通知)

本県の環境行政につきましては、日頃から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、長野県豊かな水資源の保全に関する条例 (平成 25 年長野県条例第 11 号) 第 9 条第 1 項の規定により、諏訪郡下諏訪町字汁垂、次郎、土坂及び寺平の一部の区域を別添県報のとおり「下諏訪町汁垂水資源保全地域」として指定しましたので、御了知願います。

担 当	長野県環境部水大気環境課水環境係 (課長)中山哲徳 (担当)坂家智浩
電 話	代表026-232-0111 内線2753 直通026-235-7176
ファクシミリ	026-235-7366
電子メール	mizutaiki@pref.nagano.lg.jp

長野県告示第312号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例(平成25年長野県条例第11号)第9条第1項の規定により、次の区域を水資源保全地域として指定します。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部守一

名称	区域
下諏訪町汁垂水資源保全地域	諏訪郡下諏訪町字汁垂7522番、7524番、7526番1、7527番イ、7528番から7531番まで、7532番イ及びロ、7533番、7534番イ及びロ、7535番、7536番1及びイ、7537番1及びロ、7538番、7539番1及びロ、7540番から7550番まで、7551番イ及びロ、7552番、7553番イ及びロ、7554番イ及びロ、7555番、7556番ロ、7557番、7558番イ及びロ、7559番から7561番まで、7562番1及びロ、7563番1及びロ、7564番、7565番、7566番イ及びロ、7567番イ及びロ、7568番、7569番1及び2、7570番、7571番イ及びロ、7572番、7573番、8089番並びに8090番ロ、字次郎8094番、8098番1、8153番1及びロ、8154番1、8156番、8160番1及び2、8161番1及び2、8162番、8163番、8164番1、ロ、ハ、ニの1及び2並びにホ、8165番並びに8173番イ及びロ、字土坂8234番、8235番イ及び1、8236番ロ、8237番、8238番1並びに8240番、字寺平8297番イの1の丁及び2から5まで、ハ並びにロ並びに8298番の区域

(関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県諏訪地方事務所及び諏訪郡下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供します。)

水大気環境課

長野県告示第313号

総合特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第39号)第17条第7項の規定により、指定法人から次のとおり変更になった旨の届出がありました。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部守一

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
名称	株式会社赤羽製作所	株式会社エヌ・イー	平成27年3月1日
主たる事務所の所在地	飯田市桐林2254番地293	飯田市下殿岡51番地6	

産業立地・経営支援課

長野県告示第314号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
飯山市大字富倉字中野3518の2、3530の1、3547の1、3547の2、3548の1、3549の1、3551、字向山4506、4507、4508の1、4508の4、4509の1から4509の4まで、4509の7、4560の3、4560の6、4560の8、4561の2、4561の4、4561の5、4570の2、4571の2、大字飯山字牛ヶ首10388のイ、10416の1、10416の7、10416の13、10416の15、10416の16、10420の4、10423の3、10423のホの1から10423のホの3まで、10425の8、10425のト
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第315号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
諏訪郡原村字廣河原1996の1、1997、1998、2000、字廣河原中山1999
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
字廣河原1996の1(次の図に示す部分に限る。)
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字廣河原1996の1(次の図に示す部分に限る。)
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び原村役場に備え置いて縦